平成２２年（フ）第６１２号
岐阜市大洞西８番12―305号　市営住宅大洞団地
債務者　髙橋　昭夫
1　決定年月日時　平成22年10月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月20日まで
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第６１４号
岐阜県各務原市上戸町４丁目37番地３
債務者　髙木　勝央
1　決定年月日時　平成22年10月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月20日まで
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第６２４号
岐阜市芋島１丁目７番19―502号　グランド・ルー
債務者　佐伯　真美
1　決定年月日時　平成22年10月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月20日まで
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第６３４号
岐阜県各務原市川島小網町1900番地75　フィアス小網106
債務者　早川　文雄
1　決定年月日時　平成22年10月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月20日まで
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第６３６号
岐阜市石原２丁目178番地１　ルミエール石原Ａ棟205号室
債務者　久江　大樹（旧姓野中）
1　決定年月日時　平成22年10月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月20日まで
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第２８４２号
名古屋市西区城西２丁目16番18号　豊鶴院ビル304号
債務者　奥川起世子
1　決定年月日時　平成22年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月20日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１０５号
三重県名張市下比奈知1378番地、前住所新潟県上越市東雲町１丁目１番22号　ルナ・ロッサ103号
債務者　城越さおり（旧姓橋本）
1　決定年月日時　平成22年10月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月20日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成２２年（フ）第１６７号
滋賀県近江八幡市安土町上豊浦1114番地202号、前住所滋賀県近江八幡市安土町桑実寺38番地88
債務者　那須　　浩
1　決定年月日時　平成22年10月20日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月20日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２２年（フ）第２３１号
滋賀県彦根市池州町11番11号
債務者　山本　政市
1　決定年月日時　平成22年10月20日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月20日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２２年（フ）第７３５号
兵庫県高砂市北浜町西浜773番地の３
債務者　高嶋　裕義
1　決定年月日時　平成22年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月20日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第１９４号
鳥取県鳥取市立川町５丁目76番地６
債務者　西村とも子
1　決定年月日時　平成22年10月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月20日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１２３４号
広島県東広島市安芸津町大田271番地１
債務者　緒方七奈美
1　決定年月日時　平成22年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月20日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１３９７号
広島市安佐北区安佐町大字くすの木台19番地の16
債務者　鮮魚あかみねこと　赤嶺　道子
1　決定年月日時　平成22年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月20日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１４２４号
広島市南区猿猴橋町２番７―401号
債務者　長谷　　稔
1　決定年月日時　平成22年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月20日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１４７６号
広島市中区江波南１丁目４番10号
債務者　田中　清和
1　決定年月日時　平成22年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月20日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１５０８号
広島市南区東青崎町13番４号
債務者　一本松廣成
1　決定年月日時　平成22年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月20日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１５７号
愛媛県西条市神拝乙150番地２、前住所愛媛県松山市東石井７丁目６番25号　フォルテ東石井307号
債務者　村中　早紀
1　決定年月日時　平成22年10月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月20日まで
松山地方裁判所西条支部